

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	大鰐町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.owani.lg.jp">http://www.town.owani.lg.jp</a>

執行機関名 大鰐町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務	大鰐町重度心身障害者医療費支給条例(昭和59年大鰐町条例第25号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大鰐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1(第4条関係)「3 町長」の項 大鰐町重度心身障害者医療費支給条例(昭和59年大鰐町条例第25号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	大鰐町重度心身障害者医療費支給条例(昭和59年大鰐町条例第25号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう</u>、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>重度心身障害者</u>(以下「障害者」という。)の健康を保持するため、その医療費の一部を支給することにより、自己負担の軽減並びにその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>大鰐町重度心身障害者医療費支給条例(昭和59年大鰐町条例第25号) 大鰐町重度心身障害者医療費支給条例施行規則(昭和60年大鰐町規則第1号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	大鰐町重度心身障害者医療費支給条例(昭和59年大鰐町条例第25号)第4条
②事務の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る事実についての<u>審査に関する事務</u></p>	<p>大鰐町重度心身障害者医療費支給条例施行規則(昭和60年大鰐町規則第1号)第3条第1項の受給者証等の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての<u>審査に関する事務</u></p>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	大鰐町重度心身障害者医療費支給条例施行規則(昭和60年大鰐町規則第1号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る<u>市町村民税に関する情報</u></p>	<p>当該申請を行う者若しくは当該申請を行う者と同一世帯に属する者若しくは扶養義務者に係る<u>市町村民税に関する情報</u></p>

備考	
----	--